

第5章 計画の推進に向けて



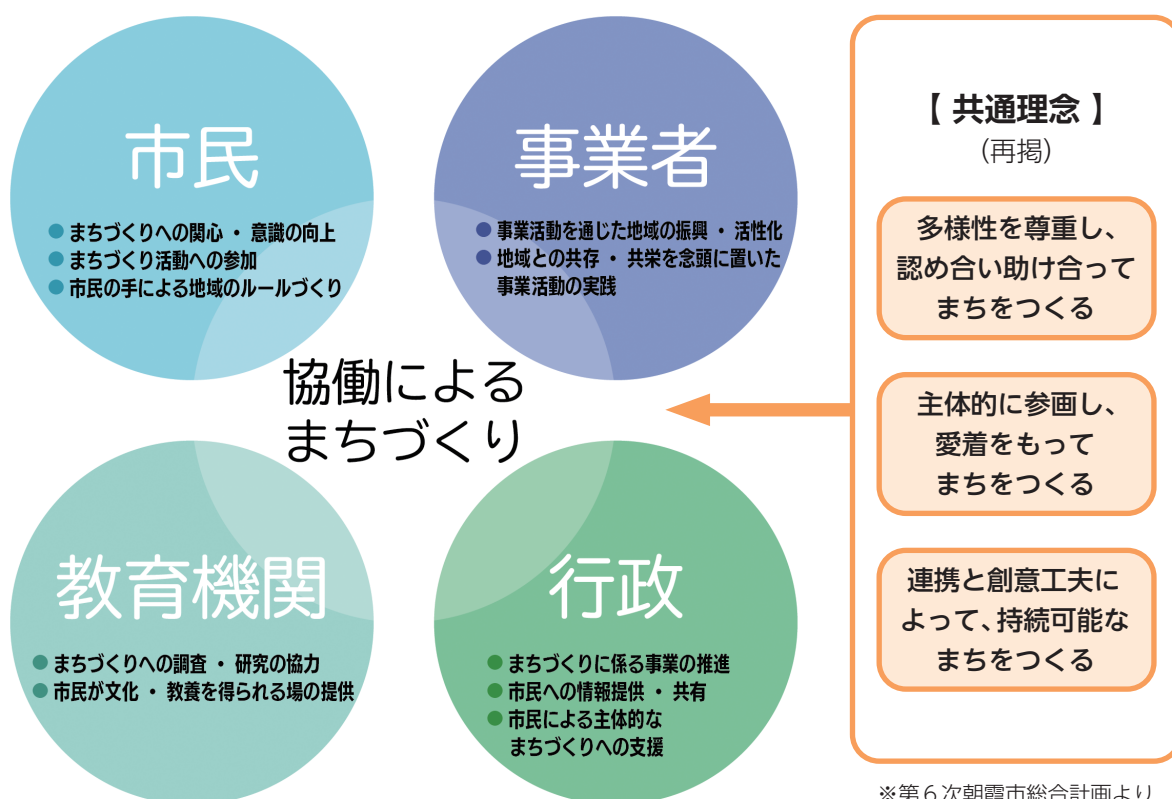
第2章から第4章では、将来像やテーマ別まちづくり方針、地域別まちづくり構想等、本市におけるまちづくりの基本的な方針を示しました。本章では、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を展開するための体制や推進方策、取組の評価と進行管理の方法について示します。

1 多様な主体との“協働”によるまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、持続可能な社会の構築に向けた取組の進展等、本市を取り巻く複雑な社会背景の中でまちづくりを進めていくためには、各主体による取組の強化を図るとともに、多様な主体との連携・協働に基づくまちづくりをより一層推進していくことが求められます。

まちづくりの担い手である「市民」「事業者」「教育機関」「行政」の主体ごとに、本市が目指す将来像の実現に向けて果たすべき役割を整理し、第6次朝霞市総合計画の基本構想に示す共通理念のもと、多様な主体の連携・協働によるまちづくりを推進します。

■まちづくりの担い手である各主体の役割と“協働”によるまちづくりのイメージ



■「市民」や「事業者」、「教育機関」のそれぞれが担う主な取組

		まちづくりの担い手		
		市 民	事 業 者	教 育 機 関
まちづくりのテーマ	安全・安心	・建物の耐震化、防火対策の実施 ・ブロック塀等の耐震化・撤去 ・災害・犯罪・事故への日頃からの備え ・共助の体制強化（助け合える関係づくり）	・水害や土砂災害等の災害リスクへの対策の実施 ・災害リスクや被災時の行動の周知 ・共助の体制強化（地域との関係づくり）	・災害リスクに対する調査・分析 ・災害の危険性や避難行動の教育 ・学習の機会の提供
	自然・環境	・環境に優しいモビリティの選択 ・緑化や植栽の適切な維持管理 ・環境にやさしい住宅の整備（創エネ、省エネ）	・環境に配慮した施設整備 ・アダプト制度への参画	・自然・環境に関する研究・教育 ・学習の機会の提供
	快適な移動	・交通ルール of 周知・徹底 ・自家用車以外のモビリティの選択	・公共交通等の利用の推奨 ・新たな移動手段の導入	・本市に適した移動手段の研究・開発 ・新たな移動手段や交通ルールの普及・啓発 ・学習の機会の提供
	にぎわい・活力	・イベント等への参画 ・市内商店の利用	・市内でのイベント等の実施 ・市内の事業者、教育機関とのコラボレーション ・市内での事業拡大	・地域に応じたにぎわいづくりの研究・実証 ・学習の機会の提供
	私らしい暮らし	・オープンスペースの活用 ・私らしく働く場、活躍できる場の活用 ・交流の場への参画	・開発や研究のテストフィールドとしての活用 ・共創空間（リビングラボ等）の創出・運営	・学習の機会の提供

行 政

〈役割〉

- ・まちづくりに係る事業の推進
- ・市民への情報提供・共有
- ・市民による主体的なまちづくりへの支援

第5章

計画の推進に向けて

2 将来像の実現に向けた推進方策

持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を展開するためには、「まちづくり手法（制度・技術）」と「人材・財源・協働の仕組み」、「広域的な連携」の組み合わせが求められます。そのため、3つの項目の考え方を将来像の実現に向けた推進方策として整理しました。

（1）既存制度の適切な活用・運用【まちづくりの手法】

本計画の実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法等に基づく諸制度や、条例等による本市独自の規制・誘導制度、官民が連携して取り組む等、様々な手法があります。まちづくりに関わる多様な主体との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めるとともに、適切な運用を行います。

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県の事業・制度等の活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道254号バイパスの第2期整備や河川改修等の広域的な見地から行われる国・県等の事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示し、理解と協力を求めています。

■本計画の実現に向けて想定される主な手法

区 分		主 な 手 法
規制・誘導手法の活用	法に基づく 規制・誘導手法	(区域区分) 市街化区域、市街化調整区域 (地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 等 (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 等
	市が独自に 決める規制・ 誘導手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために制定する もの(まちづくり条例、景観条例、建築物に関する条例、 緑化条例等)
	市民等の 自主的な まちづくり手法	まちづくりのルールづくり(任意協定、景観・緑化等、き め細かなルールづくり 等) 都市計画提案制度(用途地域の変更、高度地区の指定、 地区計画の策定 等)
都市計画事業の推進		都市計画道路事業、土地区画整理事業、 公園事業、下水道事業 等
各分野の施策との連携		福祉・環境施策の充実や地域資源の活用など、ソフト分 野の施策との連携を深めます。 ・コミュニティ(地域共同体)、 NPO(民間非営利組織)、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 等

■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
都市計画提案制度	土地所有者やまちづくり法人等が一定の条件を満たした上で、県や市に対し都市計画の提案ができる制度です。	各地域をより良くするための提案をいただき、市民等と連携して地域特性に応じたまちづくりを進めていきます。
区域区分 ・市街化区域 ・市街化調整区域	無秩序な市街化を防ぎ、計画的なまちづくりを行うため、都市計画区域を「市街化区域(すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)」と「市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)」に区分し、適切な土地利用を誘導するものです。	内間木地域や黒目川沿いに設定されている市街化調整区域では、市街化を抑制し、残されている農地や緑地、水辺空間等の貴重な資源を適切に保全します。
用途地域	住居、商業、工業等、種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便性に支障をきたすことから、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行えるよう、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態(容積率、建ぺい率等)を定め、適切に運用するものです。	- 駅周辺に指定されている商業系用途地域や工業系用途地域においては、経済・産業活動の維持や利便性を確保するよう土地利用の適切な運用を行います。あわせて周辺の住宅地等、周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。 - 用途区分や形態規制の見直しや戦略的な土地利用・転換が求められる場合、用途地域の見直しを行います。
防火地域・準防火地域	市街地の火災による延焼の危険性を防ぐため「防火地域・準防火地域」を指定し、建物の構造等の規制により火災に強い地域の形成を図るものです。	駅周辺や建物の密集度が高い地域を対象に指定し火災に強い地域を形成します。

■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方（つづき）

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
地区計画	用途地域等による制限に加えて、建てられる建築物の用途、高さ、敷地面積、生垣の配置や建物の色彩等、その地区ごとの特性に応じたきめ細やかな制度内容（まちづくりのルール）を決めることにより、住みよいまちへの誘導を目的とした制度です。	- 駅周辺におけるにぎわい・魅力ある空間を創出します（壁面後退、用途制限）。 - 宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区・西地区では、良好な住環境を形成します（公共施設の配置、用途制限、敷地面積制限等）。 - 基地跡地や国道254号バイパス沿道等の市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、計画的な土地利用を誘導します。 - 既存の地区計画についても、本市の目指す将来像や社会動向等と照らし合わせ、適切な内容となっているか確認し、必要に応じて見直します。
まちづくりに関連する条例	地域の特性に合わせて、より良いまちなみや住環境を守り育てるために市が独自に定めるルールのことです。	- 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例や、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例等、まちづくりに関する様々な条例・要綱（ルール）を適切に運用します。 - また、本計画や立地適正化計画等各分野の様々な計画に基づき、関連する条例・要綱（ルール）が連携しながら、まちづくりを推進します。 - 多様な主体がまちづくりに関わりやすくなるルールづくりについて検討を進めます。

第5章

計画の推進に向けて

(2) 最新技術を活用したまちづくりの推進【まちづくりの手法】

都市計画基礎調査をはじめ、3D都市モデルやビッグデータ等まちに関わるデータを分野横断的に統合・可視化する等、まちづくりのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、持続可能な都市開発、災害対策等に資する環境整備を検討します。

市民や企業（事業者）、大学等が自ら発案するボトムアップ型のまちづくりを支援するため、市民等が情報やデータを収集し、これに基づいて地域の問題解決策を自ら考えることのできる環境整備を検討します。

庁内各課で個別に管理されていたまちづくり等に関わる基礎データについて、GIS（地理情報システム）等の活用により庁内業務の効率化を図るとともに、まちづくり情報の見える化を推進します。

次世代モビリティ等最新技術の積極的な活用を検討し、市民の生活利便性の向上を図っていきます。また、まちづくりにあたっては、多様な主体の理解・協力が不可欠であることからICTやAI、SNS等を活用したまちづくりの見える化や積極的な情報発信を推進していきます。

(3) まちづくりの持続的な発展に向けた取組の推進【人材・財源・協働の仕組み】

本計画の将来目標は、策定時点から概ね20年後を見据えて検討したのですが、まちづくりは20年という期間に限定されるものではなく継続的に取り組むものです。本計画に基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

①まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）等の団体、ボランティア等まちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学等の専門機関との連携も進める等、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性を踏まえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参画手法の提示、まちづくりを考える機会の提供等、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、事業者、教育機関が協働のまちづくりを行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整等が求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参画等を通じて、多様な市民、事業者、教育機関のニーズ等に柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

また、行政だけで進めるのではなく、市民、事業者、教育機関が主体となって動ける組織を作ることへの支援も重要です。具体的には、特定のエリアにおいて市民、事業者が主体となって良好な住環境やまちの価値を維持・向上させる活動（広場でのイベント、清掃活動、防犯活動等）を担うエリアマネジメント組織や都市再生特別措置法等に基づき意欲のある団体を公的に認定し計画の提案、実現へと動かす仕組み等が挙げられます。

②まちづくりの財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元等を検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県等の補助の有効活用等による適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金等、新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFI、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等、民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や事業者、教育機関等の立場からの意向も踏まえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

③多様な主体がまちづくりに関わりやすくなる仕組みの検討

まちづくりを行う主体である市民、事業者、教育機関、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全等様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担等のあり方も含めた本市にふさわしい仕組みづくりを検討していきます。

また、市民、事業者、教育機関、行政等の協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。

(4) 周辺自治体・県・国等との連携【広域的な連携】

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、既存施設の相互利用及び広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体等との連携強化を図ります。

さらに、県や国などの関係機関との適切な役割分担や連携・協力のもと、広域的な都市課題への対応や都市基盤の整備を推進するとともに、関係計画との整合を図りながら、計画の実現に向けた取組を推進します。

3 取組の評価と進行管理

(1) 取組の評価と進行管理の必要性

本計画に基づく取組を着実かつ効果的に展開するためには、継続的な評価と透明性の高い進行管理が必要です。

取組の評価では、本計画に位置づけた各テーマの方針や、方針に基づく基本的な考え方に対する達成状況、方針等の実現に向けた取組の進捗状況を、総合計画と連携した定期的なモニタリングにより検証します。

取組の進行管理では、既存の「都市計画審議会（まちづくりの進捗度合いの報告）」及び「庁内検討委員会（庁内の協議調整の場）」の2つの会議体を活用し、取組の進行を管理していきます。

以上のような取組の評価と進行管理の仕組みにより、本計画の実効性を高めます。

(2) 取組の評価

1) 取組の評価の考え方

取組の評価指標は、テーマ別まちづくり方針の構成に応じて「市民満足度指標」「将来目標指標」「進捗管理指標」の3つの指標で整理します。

〈まちづくりを評価する3つの指標〉

	【指標】	何を確認するか	指標の性格と例示
方 針	市民満足度 指標	市民が「方針に示すまちになっている」と感じているかを確認	各テーマの総合的な達成状況を、 市民の実感 （アンケート）から把握
向上に貢献			
方針に基づく 基本的な考え方	将来目標 指標	各テーマの「方針に基づく基本的な考え方」が、将来的にどの程度実現しているかを確認	原則として アウトカム指標 （取組の結果として「社会や暮らしにどのような変化が生じたか」を示す指標） 例：災害リスクの低減、緑地面積の減少率の抑制、幹線道路の渋滞解消など
向上に貢献			
取組の柱	進捗管理 指標	将来目標の実現に向けて具体的な取組がどの程度進んでいるかを確認	原則として アウトプット指標 （取組を「何を・どれだけ実施したか」を示す指標） 例：雨水貯留施設の整備量、都市公園の整備量、都市計画道路の整備量など
進捗管理指標は、取組の柱とリンクするように、次の2つに分けて設定します。			
		【メイン指標】原則、都市計画部門が中心となって進捗管理を行う指標であり、目標値を設定して定期的に数値を確認	【サブ指標】他部門を含め方針の実現に関係が深いもの（間接的なものも含める）など継続的に確認すべき指標（なお、サブ指標には定量的な目標値は設けません）

〈評価の方法〉

指 標	目標値設定の考え方	評価の方法・データ取得頻度
市民満足度指標	目標年次を20年後として、市民の実感が現状よりも向上・改善していることを目標とする	- 市政モニターアンケートにより達成状況を把握する - 評価は中間時点の10年後とするが少なくとも5年ごとに確認する
将来目標指標	目標年次を20年後として、定めた指標が現状よりも向上・改善していることを目標とする	- データの取得または市政モニターアンケートの実施により達成状況を把握する 5年ごとに達成状況を確認する
進捗管理指標	5年後に達成することを目標して、定めた指標の具体的な目標値を設定する(メイン指標のみ)	- メイン・サブ指標に定めた項目について毎年データを取得し、進捗状況を確認する 5年ごとにメイン指標の達成状況を評価し、次の5年に向けた指標と具体的な目標値(メイン指標のみ)を改めて設定する
その他の (個別の意見収集)	- 都市マス策定時に行った「地域別サロン」の開催やデジタルツールの活用等により、継続的に個別の意見の収集機会を設ける - 特定のテーマに関連する方の意見を把握できるよう、対象者を限定したアンケート調査等を実施する	

2) 各テーマの方針に対応した評価指標

上記の考え方を踏まえ、各テーマの方針に対応した評価指標を次頁以降に整理しました。

〈テーマ「安全・安心」の評価指標〉

〈方針〉

日常生活のなかで災害が発生しても、被害を最小限に留め、
素早く確実に復旧できる、防災・防犯ともに備えができている
安全・安心に暮らせるまちを目指します。

市民満足度指標 【安全・安心】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加

〈方針に基づく基本的な考え方〉

①災害に強い都市基盤を整える

将来目標指標

防災上のリスクの
高い地域(※)の減少

【現況値】735.8ha

※浸水深1m以上、土砂災害警戒
区域及び特別警戒区域、住宅密
集地に該当するエリア

②災害が発生しても円滑に 復旧できる準備を整える

将来目標指標

災害時に閉塞しない
主要生活道路以上(※)の
道路の割合の増加

【現況値】50.3%

※主要生活道路以上とは、道路基本
計画における「幹線道路、補助幹
線道路、主要生活道路」が該当

③日頃の暮らしから、災害・ 犯罪・事故に備える

将来目標指標

「生活道路の安全確保」の
取組に対する満足度の向上

【現況値】31.8%

※令和7年度市政モニターアンケー
トより

〈取組の柱〉

- ① 災害リスクの低減・回避
- ② インフラの強化
- ③ 災害に強い生活環境への改善

進捗管理指標

【メイン】

雨水貯留施設の整備量①

【現況値】38,096㎡

【目標値】39,186㎡

【サブ】

- ・開発許可の件数①
- ・避難所等に接続する下水道
管路等の耐震化率②
- ・建築確認の件数③

- ④ 災害時の核となる
防災拠点の形成
- ⑤ 避難・救助しやすい
道づくり
- ⑥ 物資や人を運びやすい
道づくり

進捗管理指標

【メイン】

緊急輸送道路の整備延長

⑤・⑥

【現況値】17.59km

【目標値】18km

【サブ】

- ・地域防災拠点の箇所数④
- ・無電柱化の整備延長⑤・⑥

- ⑦ 日常から災害に備える
まちづくり
- ⑧ 犯罪や事故の芽を摘む
環境づくり
- ⑨ 共助の体制強化

進捗管理指標

【メイン】

道路照明灯の設置総数⑧

【現況値】4,034本

【目標値】4,074本

【サブ】

- ・災害時を考慮したベンチ(かま
どベンチなど)の導入件数⑦
- ・防犯カメラ及び防犯灯設置
補助金交付件数⑧
- ・自治会・町内会における自主
防災組織の結成率⑨

※進捗管理指標は、令和12年度を目標年度とする

※進捗管理指標の後の番号は取組の柱との関係性を提示

〈指標の設定理由〉

○将来目標指標

- ・朝霞市の面積(1,834ha)の約4割が防災上リスクの高い地域に含まれており、災害リスクの低減・回避に向けた取組により防災上のリスクの高い地域が減少することは、被害を最小限に留めることにつながるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・内間木地域や河川沿いの低地部等の広い範囲で浸水が想定されており、雨水貯留施設の整備が河川氾濫の抑制や浸水被害低減の効果が期待できるため

○将来目標指標

- ・都市計画道路や主要生活道路の整備により、道路閉塞が発生しないとされる幅員8m以上の道路の割合が増えることは、災害時の円滑な救援・救護や復旧につながるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・緊急輸送道路を優先的に整備することで、災害発生時に被災地への救援物資や支援部隊の迅速な搬送が可能となり、復旧活動のスピードアップにつながる。整備延長を積み上げることで、将来目標指標の道路の割合を押し上げることににつながるため

○将来目標指標

- ・生活道路の安全確保を進めることで、災害時の避難のしやすさや、夜間を含めた犯罪や事故の発生の抑制につながることが期待できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・道路や公共空間における適切な照度の確保は犯罪や交通事故の発生抑制の効果が期待できるため

〈テーマ「自然・環境」の評価指標〉

〈方針〉

みどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、
未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能な
自然豊かで環境にやさしいまちを目指します。

市民満足度指標 【自然・環境】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加

〈方針に基づく基本的な考え方〉

①持続可能な未来につながる 気候変動に対応する

将来目標指標

温室効果ガス排出量の削減
(2013年度比)

【現況値】23.2%

※令和4年度における温室効果ガス削減率(2013年度比)

②豊かな自然を育みつなぐ

将来目標指標

市内緑地面積の
減少率(※)の抑制

【現況値】0.27%/年

※過去10年間の緑地面積の年間平均減少率(H25→R5)

③朝霞らしい風景を守り 育てる

将来目標指標

景観の取組に対する
満足度の向上

【現況値】58.8%

※令和6年度市民意識調査より

〈取組の柱〉

① 環境配慮の視点からも
選択できる移動手段の確保

② 環境にやさしい
公共空間の整備

③ 環境にやさしい住宅の
整備促進

④ 暮らしを支え豊かにする
みどりの保全・育成

⑤ みどりを支える仕組み
の強化

⑥ みどりのある暮らしの
実践

⑦ 協働による景観づくり

⑧ みずみずしい風景を生か
した自然環境への誘導

進捗管理指標

【メイン】
公共交通
(路線バス及び市内循環バス)
の年間利用者数①
【現況値】828.9万人
【目標値】939.7万人
【サブ】
・公共的空間の緑被地面積②
・創エネ・省エネ設備設置費
補助金の件数③

進捗管理指標

【メイン】
特別緑地保全地区の
指定面積④
【現況値】2.1ha
【目標値】2.7ha
【サブ】
・都市公園の面積④
・緑化活動を行うボランティア
団体の団体数⑤
・みどりに触れ、楽しめる活動
実績数⑥

進捗管理指標

【メイン】
景観団体の活動実施数⑦
【現況値】33件
【目標値】38件
【サブ】
・景観づくり重点地区の指定
面積⑧

※進捗管理指標は、令和12年度を目標年度とする

※進捗管理指標の後の番号は取組の柱との関係性を提示

〈指標の設定理由〉

○将来目標指標

- ・環境に配慮した移動手段の確保や公共空間、住宅の整備により温室効果ガス排出量を削減することは、気候変動リスクを低減させることになり、持続可能な未来の形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・ゼロカーボンアクションの中で、まちづくりの範囲内で直接取り組める内容であるとともに、日本の温室効果ガス排出において、「移動」に伴う排出割合が大きいことから、公共交通の利用者増加は、自動車利用の削減に直結し、CO₂削減効果が期待できるため

○将来目標指標

- ・みどりの保全・育成により緑地面積を維持・増加することは、「みどりのある朝霞らしい風景」を守ることにつながるため
- ・近年、市内の緑地面積は減少傾向にあり、その減少トレンドから回復できているかどうかを評価することで、環境保全の成果を定量的に把握できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・既存の緑地等を指定することは、緑地等の保全・活用につながり、市内の緑地面積の減少率の抑制に効果があると期待されるため

○将来目標指標

- ・景観づくりの推進により市民の景観に対する満足度が向上することは、朝霞らしい風景が守られ、育てられていると捉えられるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・景観団体の活動の活発化は、朝霞らしい風景の維持・形成が期待でき、市民の景観に対する満足度の向上につながるため

第5章

計画の推進に向けて

〈テーマ「快適な移動」の評価指標〉

〈方針〉

多様な移動手段でつながる、安全で快適な移動環境のある、
人にやさしい交通アクセスのよいまちを目指します。

市民満足度指標 【快適な移動】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加

〈方針に基づく基本的な考え方〉

①まちの骨格となる幹線道路の交通流を円滑にする

将来目標指標

市内幹線道路の渋滞の解消

【現況値】混雑度 1.47
(市内最大値)

※令和3年度道路交通センサスより

②身近な生活道路の安全を守る

将来目標指標

市内交通事故発生件数の減少

【現況値】283件

※令和6年時点(埼玉県警)

③自由な移動を支える

将来目標指標

公共交通利用圏域における人口カバー率の増加

【現況値】96.7%

※令和2年国勢調査より

〈取組の柱〉

① 幹線道路の整備

② 既存道路の改良

③ 自転車道で走りやすい道づくり

進捗管理指標

【メイン】

都市計画道路の整備率①

【現況値】54.1%

【目標値】60.9%

【サブ】

- 交差点の改良件数②
- 自転車通行空間の整備延長③

④ 安全に生活できる身近な道づくり

⑤ こどもの未来を守る通学路づくり

⑥ 荷捌きと駐車場の適正化

進捗管理指標

【メイン】

主要生活道路以上の道路における歩道整備率④

【現況値】33.2%

【目標値】33.9%

【サブ】

- 歩道橋の改修件数⑤
- 放置自転車の件数⑥

⑦ 自由に移動できる多彩な移動手段の充実

⑧ 人中心の歩きたくなる道づくり

進捗管理指標

【メイン】

市内循環バス及びわくわくワゴン等のルート数⑦

【現況値】6ルート

【目標値】6ルート(維持)

【サブ】

- シェアサイクルの年間貸出回数⑦
- まちなかベンチの設置数⑧

※進捗管理指標は、令和12年度を目標年度とする

※進捗管理指標の後の番号は取組の柱との関係性を提示

〈指標の設定理由〉

○将来目標指標

- 幹線道路の整備や既存道路の改良により市内幹線道路の渋滞が緩和されることは、安全で快適な移動環境のある、交通アクセスのよいまちの形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- 都市計画道路の整備は、幹線道路ネットワークの形成や既存道路の改良につながり、市内幹線道路の渋滞緩和の効果が期待できるため

○将来目標指標

- 交通安全対策の推進により市内交通事故発生件数が減少することは、安全で快適な移動環境を創出し、人にやさしいまちの形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- 歩道整備による歩行者の移動環境の確保は、人と車や自転車のすみわけにもつながり、交通事故発生抑制効果が期待できるため。なお、主要生活道路以上の道路のうち、計画幅員が8m以上の道路を対象とする

○将来目標指標

- 公共交通の利用環境の充実により目的に応じた多様な移動手段が確保できることは、多様な移動手段でつながる交通アクセスのよいまちの形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- 公共交通を取り巻く環境が厳しくなる中でも、市内循環バス等のルート数を維持するとともに、ルートの最適化や公共交通の利便性の高い地域への居住を誘導することで、公共交通利用圏域の人口カバー率の増加につながるため

〈テーマ「にぎわい・活力」の評価指標〉

〈方針〉

四季折々のイベントが充実し、笑顔が絶えないワクワクするまち、
鉄道駅や道路ネットワーク・地域資源を生かした
にぎわいと活力のあるまちを目指します。

市民満足度指標 【にぎわい・活力】の方針に示すまちになっていると感じる市民の割合の増加

〈方針に基づく基本的な考え方〉

①にぎわいと活力のある駅前拠点をつくる

将来目標指標

朝霞駅及び北朝霞・朝霞台駅
周辺の歩行者通行量の増加

【現況値】今年度調査

②安心して産業活動ができる環境を整える

将来目標指標

産業用地（商業用地及び工業
用地）の土地利用面積の増加

【現況値】189.1 ha

※令和3年度都市計画基礎調査より

③地域資源を生かして活力を創出する

将来目標指標

市民参加型の
まちの魅力づくりに関する
イベント・ワークショップ等
の年間実施件数の増加

【現況値】215 件

〈取組の柱〉

① 朝霞駅周辺の活気ある
まちづくり

② 北朝霞・朝霞台駅周辺の
活気あるまちづくり

③ 誰もが楽しく歩ける空間
の整備

④ 工業系地域における
居住環境にも配慮した
生産環境の確保

⑤ 企業と市民で共に
地域経済の活性化

⑥ 立地特性を生かした戦略
的な産業の誘致・育成

⑦ 自然環境や歴史・文化
資源を生かしたにぎわい
づくり

⑧ 潜在するポテンシャルを
生かした地域経済の
活性化

進捗管理指標

【メイン】

都市機能誘導区域内の公共空
間で実施した官民連携による
イベント開催箇所数①・②

【現況値】9 箇所

【目標値】11 箇所

【サブ】

- ・朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅の
年間乗降客数①・②
- ・誰もが楽しく歩ける空間整備③
(歩行者利便増進道路及び滞在快適性等向上区域)

進捗管理指標

【メイン】

産業系の土地利用を創出す
る地区計画や土地区画整理
事業等の決定及び認可件数
④・⑥

【現況値】5 件

【目標値】6 件

【サブ】

- ・企業との協定数⑤
- ・企業の誘致件数⑥

進捗管理指標

【メイン】

公共空間等を活用した市民
参加型のまちの魅力づくり
に関するイベントの件数⑧

【現況値】205件

【目標値】207件

【サブ】

- ・自然環境・歴史・文化資源を
生かしたイベントの件数⑦

※進捗管理指標は、令和12年度を目標年度とする

※進捗管理指標の後の番号は取組の柱との関係性を提示

〈指標の設定理由〉

○将来目標指標

- ・各駅周辺における活気あるまち
づくりに向けた取組を進めるこ
とにより、各駅周辺の歩行者通
行量を増加させることは、にぎわ
いと活力のある駅前拠点をつくる
ことにつながるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・都市機能誘導区域内での公共空
間の活用は、駅周辺の滞在者数の
増加につながり、にぎわいと活力
を生み、新たな事業所が立地する
ポテンシャルが高まるため

○将来目標指標

- ・産業用地の土地利用面積を増加さ
せ、地域経済の活性化と持続的な
発展を図ることにより、企業が安
心して事業展開できる環境を整え
ることにつながるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・地区計画や土地区画整理事業等
による産業系用地の創出は、都市基
盤の整備や産業立地を促し産業用
地面積の増加につながるため

○将来目標指標

- ・地域住民が主体的に参加し意見交
換する場が多いほど、地域資源を
活用した魅力的なまちづくりが進
むことにつながるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・商店街や公園等の公共空間を活用
した、市民を巻き込んだまちの魅
力づくりの支援は、イベント等の
実施件数の増加につながるため

第5章

計画の推進に向けて

〈テーマ「私らしい暮らし」の評価指標〉

〈方針〉

自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、
私らしくいきいきと暮らせる、活躍できるまちを目指します。

市民満足度指標 【私らしい暮らし】の方針の示すまちになっていると感じる市民の割合の増加

〈方針に基づく基本的な考え方〉

①市街地と自然をつなぐ、選択肢のある住環境を整える

将来目標指標

ライフスタイルに応じた
住環境に対する満足度の
増加

【現況値】今年度調査

②暮らしを支える生活サービスの質を高める

将来目標指標

生活サービス施設への
アクセシビリティ(利用しやすさ)
に対する満足度の向上

【現況値】今年度調査

※生活サービス施設とは、商業、医療、福祉、子育て施設が該当

③私らしくいられる場や活躍できる場をつくる

将来目標指標

市民幸福度の向上

【現況値】6.4点／10点満点

※デジタル庁が示すウェルビーイング指標の1つ(令和7年度の値)

〈取組の柱〉

① 歩きたくなる地域づくり

② 利便性と自然が調和した
ゆとりのある地域づくり

③ みどりに恵まれた
地域づくり

進捗管理指標

【メイン】

開発事業に伴う緑地確保の
指導に対する整備率②・③

【現況値】100%

【目標値】100%(維持)

【サブ】

- ・歩きたくなる空間整備①
(歩行者利便増進道路及び滞在快適性等向上区域)(再掲)
- ・生産緑地の指定面積②

④ 市民全体の暮らしを支える
広域サービスの確保・充実

⑤ 身近な生活サービスの
確保・充実

⑥ 既存の土地や建物を活用
した生活サービスの確保

進捗管理指標

【メイン】

生活サービス施設からの
徒歩圏(500m圏)

人口カバー率④・⑤

【現況値】98.1%

【目標値】98.6%

【サブ】

- ・空き店舗等リフォーム資金
の補助件数⑥

⑦ オープンスペースの
創出と利活用

⑧ 私らしく働く場、
活躍できる場の確保

⑨ 多様な主体の共創による
新たな価値の創出

進捗管理指標

【メイン】

商工関連イベントの実施件数
⑦・⑧

【現況値】4件

【目標値】4件(維持)

【サブ】

- ・インクルーシブに配慮した
公園の数⑦
- ・社会環境をリードする新
たな産業の育成支援の件数⑨

※進捗管理指標は、令和12年度を目標年度とする

※進捗管理指標の後の番号は取組の柱との関係性を提示

〈指標の設定理由〉

○将来目標指標

- ・自然と調和したゆとりある地域づくりやみどりに恵まれた地域づくりにより自然と調和した適正な土地利用に対する満足度が増加することは、自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市の形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・開発事業に伴う緑地確保の指導に対する整備率を維持することは、自然と調和した住環境の形成につながるため
- ・なお、開発事業に関する緑地確保は義務ではなく、努力規定であるところ、現在指導に対する整備率は100%であり、引き続き100%を維持することを目標とした

○将来目標指標

- ・生活サービス施設の確保・充実により生活サービスへのアクセシビリティに対する満足度が増加することは、利便性の高い住宅都市の形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・都市機能の充実による生活サービス施設からの徒歩圏人口カバー率の増加は、生活に対する満足度に寄与するため

※都市計画部門だけでは取組を推進できないため、他部局と連携して推進する

○将来目標指標

- ・主観的指標(アンケート等)と客観的指標(オープンデータ等)により算出される市民幸福度の割合が向上することは、私らしくいきいきと暮らせる、活躍できるまちの形成に貢献できるため

○進捗管理指標【メイン】

- ・官民連携による取組を継続していくことは、まちの魅力向上だけでなく、市民の愛着向上に寄与することが期待されるため
- ・商工関連イベントは、市民が主体となって実現しており、現在実施している4件のイベントも関係者の努力で継続されていることから、担い手の確保や機運醸成への市の支援が重要である

(3) まちづくり手法の持続的な深化

現在の区域区分や用途地域、都市計画事業など、本市が直接行ってきた様々な規制・誘導手法に加え、市民等による自主的なまちづくりを支える手法として、市民による主体的なまちづくりを支援する手法を継続的に検討・深化させるため、年1回程度、まちづくりに関連する条例等について庁内で検討します。その際には、都市計画審議会等からの意見聴取や市民等の参画のあり方についても議論いたします。

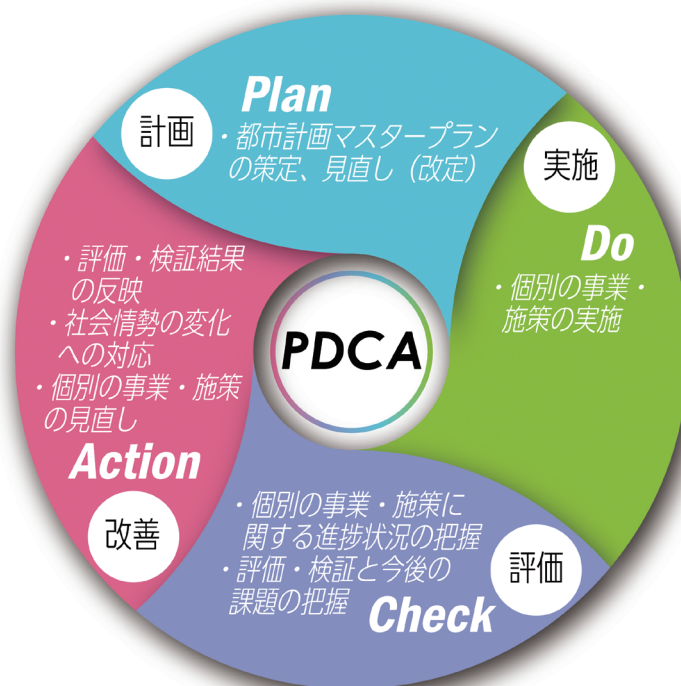
(4) 取組の進行管理

1) 継続的改善の考え方

本計画は、第6次朝霞市総合計画等の上位計画に即しつつ、概ね20年後の将来像を見据えた計画としていますが、計画期間内において、社会及び経済状況が大きく変化していくことも大いに予想されます。

そのため、本計画に位置づけられた取組については、PDCAサイクル（Plan「計画の策定（改定）」⇒Do「施策の実施」⇒Check「検証」⇒Action「事業・施策の見直し」）のもと、原則5年を1サイクルとして継続的な改善を行っていきます。

なお、社会経済情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。



第5章

計画の推進に向けて

2) 取組の進行管理体制

本計画策定後は、2つの会議体「都市計画審議会」及び「庁内検討委員会」を活用し、進行管理を行います。また、その結果を市民と共有することを目的に、イベント等と合わせて本計画の進捗や成果を市民と共有する場などを設けます。

■まちづくりの評価体制

	委員構成	目 的
都市計画審議会	外部有識者 市内関係者 公募市民等	- 取組の進捗状況の報告(透明性の確保) - 取組への委員意見の反映(客観性の確保)
庁内検討委員会	市関係部署	取組の実施に向けた協議調整(庁内調整)
市民と共有する場	—	- 取組の進捗や成果を広く市民に共有する(市民への周知とPR) 「地域別サロン」の定期的な開催やデジタルツールの活用等により、継続的に市民と対話する機会を設ける

